

受付手数料

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

受付手数料

求職（マネキン、モデル、配ぜん人、調理士に限る）の申込を受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求職の受付 1 件につき 690 円（消費税相当分を含む）を求職者から
ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が 1 箇月に 3 件を超える場合には、
3 件分を超えては申し受けません。

求職者手数料表

本所が職業紹介事業を行った場合には、次のとおり手数料を申し受けます。

求職者手数料

「経営管理者」「熟練技術者」「熟練技能者」の職業に紹介して、就職が決定しましたら求職者より、次のいずれかの額の求職者手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き 6 ヶ月を超えて雇用された場合には、6 ヶ月を超えた雇用については申し受けません。

なお、当該紹介により就いた職業の賃金が厚生労働大臣の定める額を超えるものに限る。

厚生労働大臣の定める額とは、就職後 1 年の期間において 700 万円又はこれに相当する額となります。

- 1 支払われた賃金額の 10.8%（消費税相当分を含む）に相当する額
（2 に該当する場合には 2 に定めるところにより求職者手数料を申し受けます。）
- 2 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き 6 ヶ月を超えて雇用された場合にあっては当該 6 ヶ月の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額の 10.8%
（消費税額相当分を含む）に相当する額